

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 栃木県
（氏名） A

上記被審人に対する平成24年度（判）第20号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）185条の6の規定により審判長審判官安木進、審判官松葉知久、同佐藤しほりから提出された決定案に基づき、法185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- 納付すべき課徴金の額 金22万円
- 課徴金の納付期限 平成24年11月14日

2 事実及び理由

課徴金に係る法178条1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法178条1項16号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成24年9月13日

金融庁長官 畑 中 龍 太 郎

(別紙)

1 課徴金に係る法178条1項各号に掲げる事実

法178条1項16号に該当

被審人は、大阪府大阪市西区阿波座一丁目3番18号に本店を置き（当時）、インターネットを利用した不動産・住宅等のマーケティングリサーチ業務及び情報提供サービス業務等を目的とし、その発行する株式が東京証券取引所マザーズ市場に上場されている株式会社ジアース（以下「ジアース」という。）の社員として勤務していたものであるが、その職務に関し、

ア 遅くとも平成22年10月25日ころまでに、ジアースの業務執行を決定する機関が、株式会社リクルートと業務上の提携を行うことについての決定をした旨の事実を知りながら、法定の除外事由がないのに、上記事実が公表された同年11月1日より前の同年10月27日、B証券株式会社（以下「B証券」という。）を介し、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）において、自己の計算において、ジアースの株式合計50株を買付価額合計22万250円で買い付け

イ 平成23年1月26日、ジアースにおいて、グーグル・アイルランド・リミテッド及びその関連者から、両社間の業務提携に係る不動産検索サービスの提供を停止するとの一方向的な通告を受けた旨の、ジアースの運営、業務又は財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実を知りながら、法定の除外事由がないのに、上記事実が公表された同月27日午後10時ころより前の同日午前9時ころ、B証券を介し、東証において、自己の計算において、ジアースの株式合計50株を売付価額合計29万1000円で売り付け

たものである。

2 法令の適用

アに掲げる事実につき 法175条1項2号、166条1項1号、2項1号ヨ
同法施行令28条1号、法176条2項

イに掲げる事実につき 法175条1項1号、166条1項1号、2項4号
176条2項

3 課徴金の計算の基礎

(1) アに掲げる事実に係る課徴金の額

法175条1項2号の規定により、当該有価証券の買付けについて、業務等に関する重要事実の公表がされた後2週間における最も高い価格に当該有価証券の買付けの数量を乗じて得た額から当該有価証券の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

$$(6,680 \text{ 円} \times 50 \text{ 株}) - (4,405 \text{ 円} \times 50 \text{ 株}) = 113,750 \text{ 円}$$

法176条2項の規定により、上記①で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、110,000円となる。

(2) イに掲げる事実に係る課徴金の額

法175条1項1号の規定により、当該有価証券の売付けについて、当該有価証券の売付けをした価格にその数量を乗じて得た額から業務等に関する重要事実の公表がされた後2週間における最も低い価格に当該有価証券の売付けの数量を乗じて得た額を控除した額。

$$(5,820 \text{ 円} \times 50 \text{ 株}) - (3,530 \text{ 円} \times 50 \text{ 株}) = 114,500 \text{ 円}$$

法176条2項の規定により、上記①で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、110,000円となる。